

第202回 大阪市入札等監視委員会

1 開催日時 令和6年6月19日（水）13時30分から

2 開催場所 大阪市契約管財局会議室

3 議題

（1）令和6年1月～令和6年3月分の契約状況について

【審議1】

航空隊庁舎建設機械設備工事－3 . . . P3

参考資料 . . . 別冊1

（2）【審議2】

指定管理者制度について . . . 別冊2

（3）【審議3】

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の改正について . . . 別冊3

（4）【審議4】

工事、コンサル及び業務委託契約における最低制限価格の
ランダム係数の見直しについて . . . 別冊3

（5）【報告1】

コンサル契約における最低制限価格及び調査基準価格の
算定方法の変更について . . . 別冊3

（6）【報告2】

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況総括表 . . . 別冊4
(令和6年1月～令和6年3月分)

（7）【報告3】

談合情報等対応状況一覧表 . . . 別冊4
(令和6年1月～令和6年3月分)

（8）その他

【工事】

契 約 の 方 法	事後審査型制限付一般競争入札
発 注 局	契約管財局
事 業 主 管 局	都市整備局
工 事 名 称	航空隊庁舎建設機械設備工事－ 3
工 事 概 要	別紙① 工事概要のとおり
物 件 等 級	B
入札参加資格及び 当該資格の設定理由	別紙② 入札参加資格のとおり
公 告 日	令和 6 年 2 月 5 日
開 札 日	令和 6 年 3 月 6 日
予定価格(税抜き)	104, 474, 000 円
最低制限価格(税抜き)又は 低入札価格調査基準価格(税抜き)	96, 330, 000 円
落札金額(税抜き) 及 び 落 札 率	104, 400, 000 円 (落札率 99.9%)
契約金額(税込み)	114, 840, 000 円 (104, 400, 000 円＋消費税 10, 440, 000 円)
契 約 相 手 方	(有)原設備
契 約 日	令和 6 年 3 月 18 日
入 札 参 加 者 数	1 者
入札経過及び入札結果	別紙③ 入札経過調書のとおり
備 考	

「航空隊庁舎建設機械設備工事—3」工事概要

1. 事業内容

本施設は八尾空港内にあり、2機のヘリコプターを保有、運航しており、大阪市内のみならず、大阪府一円の災害に対応する消防施設である。

また、大阪府で大規模災害が発生し、他都市から緊急消防援助隊の応援を受ける際には、同援助隊の活動拠点の役割を担う施設である。

本工事は、航空隊庁舎の建替えに伴う衛生設備工事及び空調設備工事等の機械設備工事を行うものである。

2. 工事名

航空隊庁舎建設機械設備工事—3

3. 受注者

有限会社 原設備

4. 工事場所

大阪府八尾市空港 2-12



5. 建物概要

鉄骨造 地上3階建 建築面積 1208.79 m² 延床面積 1915.28 m²

6. 工事種目

給排水衛生冷暖房工事

7. 工事内容

航空隊庁舎建替えに伴う下記工事を行う。

- ・衛生器具類や給排水配管を設置する衛生設備工事
- ・空調機器や空調配管を設置する空調設備工事
- ・換気機器や換気ダクトを設置する換気設備工事
- ・泡消火機器や泡消火配管を設置する消火設備工事
- ・既存庁舎解体に伴う設備機器及び配管の撤去工事
- ・ガス給湯器やガス配管を設置するガス設備工事

8. 工期

令和6年3月18日～令和8年10月30日

入札参加資格

- 1 令和3・4・5年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に入札書提出時点において、[「090:管工事」](#)で登録されていること
- 2 [令和5年度「05：給排水衛生冷暖房工事」](#)で希望種目登録していること
- 3 [八尾市の指定給水装置工事事業者であること](#)
- 4 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（ICカードの登録）を完了している者であること。なお、特定建設工事共同企業体については代表者がICカードを取得し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- 6 建設業法に基づく[「管工事業」](#)にかかる[特定](#)建設業許可を有すること
- 7 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること
 - (1) 建設業法に係る[「管工事業」](#)の[監理技術者又は主任技術者](#)であること
 - (2) 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること
 - (3) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（ただし建築一式工事は8,000万円以上）の場合は、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札書提出期限日現在において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円未満（ただし建築一式工事は8,000万円未満）の場合は、入札書提出期限日現在において常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であること
 - (4) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（ただし建築一式工事は8,000万円以上）の場合は、専任の技術者を配置できること（ただし、監理技術者を配置する工事において、建設業法第26条第3項ただし書きに定める監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置するときはその者を専任で配置できること）。専任で配置予定の技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。ただし次の項目に該当する場合を除く。(ア) 余裕期間制度活用工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、着工日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時時点で着工日前日までに完了することが明確である工事に限る）(イ) (ア)を除き、議会の議決を要する工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事

- の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時時点で本契約締結日前日までに完了することが明確である工事に限る）
- (5) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者補佐を専任で配置できること
 - (6) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること
 - (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本市発注工事(市内工事に限る。)で本工事を含めて 2 件までであること
- 8 入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪
市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税〔普通徴収〕、市・府民税〔特別徴収〕、
固定資産税・都市計画税〔土地・家屋〕、固定資産税〔償却資産〕、特別土地保有税、
軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過
少申告加算金及び延滞処分費）を完納していること
- 9 消費税及び地方消費税の未納がないこと
- 10 入札書提出日において、建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停
止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）
を受けていないこと
- 11 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受け
ていないこと
- 12 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措
置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 13 入札書提出日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以
下「経営事項審査」という。）の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと
- 14 入札書提出日に有効な経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設
工事の種類の種類完成工事高の年平均が「0」でないこと
- 15 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年
法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基
づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。た
だし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合
等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- 16 関係会社の参加制限
- 当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうち
の 1 者しか参加できない。
- (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

- ① 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
- ② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- ④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
- ⑤ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

17 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当しないこと

- (1) 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市内において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
- (4) 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過している

- (5) 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である

入札経過調書

案件番号	00000000000202301922			
案件名称	航空隊庁舎建設機械設備工事－3			
工事場所	八尾市	(入札の日時) 令和06年03月06日 13時30分		
(入札の経過)				
入札者	等級	住所 (行政区)	第1回 入札金額	摘要
(有) 原設備		平野	104,400,000 円	
入札の結果	落札候補者の審査順位または落札者を決定するうえで同価の入札が2者以上あったときは、くじによりこれを決定しました。			落札
落札者又は 契約の相手方	(有) 原設備	落札金額又は 決定金額	104,400,000 円	
(記 事) 上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法令上の入札 価格であり、落札(決定)金額である。		決定日	令和06年03月13日	
予定価格(税抜)	金 額		104,474,000 円	
最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格(税抜)	金 額		96,330,000 円	

016077 af8ec1a481e9a397b